

社会福祉法人長野県共同募金会組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は定款に定めるもののほか、社会福祉法人長野県共同募金会の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 定款第22条に基づく事務局に置く職員の職は、職員就業規則に規定する職員としての正規職ならびに嘱託職員就業規則に規定する職員としての嘱託職とし、職名及び職務は次のとおりとする。

職	職名	職務
正規職・嘱託職	参 与	特命に関する業務及び重要事項の決定への参画
	事務局長	事務局の業務の総括及び職員の指揮監督
	次 長	事務局長の職務遂行の保佐及び事務局長が特に命じた事務を処理し、職員の指揮監督をする。
	主 幹	上司の職務遂行の補佐及び上司が特に命じた事務を処理する。
	主 査	上司の命を受けて複雑、困難な業務を処理する。
	主 任	上司の命を受けて困難な業務を処理する。
	主 事	上司の命を受けて一般的な業務を処理する。

2 前項に規定するもののほか、事務を処理するため、臨時的任用の職員を置くことができる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 従前の社会福祉法人長野県共同募金会処務規程は、平成29年3月31日限りで廃止する。